

事業所税の申告の手引き

新 潟 市

はじめに

日頃より新潟市の税務行政につきましては格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新潟市では日本海側における経済、交通の最大拠点都市として、豊かで魅力と活力あふれるまちづくりを目指し、都市基盤の整備を進めているところです。

事業所税は都市の環境整備及び改善に充てるための目的税として創設され、本市においても昭和 51 年 10 月 1 日から施行され、都市機能の整備改善に欠くことの出来ない貴重な財源となっております。

本書は、事業所税がご自分で税額を計算して申告し、申告した税額を納めていただく申告納付制度をとっていることから、申告の手引として、また事業所税の内容等についてご理解をしていただくための一助として作成いたしました。

なお、本書は作成時点の法令等に基づいて作成しております。今後、法律等の改正に際しては、改正後の法律等に基づきお取り扱いいただきますようお願いいたします。

令和 6 年 4 月

目 次

	ページ
事業所税 課税の判定（フローチャート）	1
I. 事業所税のあらまし	2
1. 事業所税について	2
2. 課税のしくみ	2
3. 事業所税の特長	2
4. 事業所税の使途	3
5. 課税団体	3
II-1. 事業所税	4
1. 課税客体	4
2. 納税義務者	5
3. 課税標準	5
(1) 資産割	5
(2) 従業者割	7
4. 免税点	11
(1) 資産割	11
(2) 従業者割	11
5. 税率	12
6. 申告及び納付の方法	12
II-2. 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業	13
1. 特殊関係者、特殊関係者を有する者	13
2. 免税点の判定	15
3. 課税標準の算定	15

Ⅲ. 課税されない方等の申告義務	19
1. 納付すべき事業所税がない方の申告	19
2. 事業所等の新設、廃止についての申告	19
3. 事業所用家屋を貸している方の申告	19
Ⅳ. 非課税（別表2）	20
Ⅴ. 課税標準の特例（別表3）	34
Ⅵ. 減免対象施設一覧表	40
Ⅶ. 提出する申告書等	42
Ⅷ. 税額の計算例、申告書記載要領	43

※ 引用条文の法令名略語は以下の法令名を表します。

「法」・・・・・・・・・・地方税法

「令」・・・・・・・・・・地方税法施行令

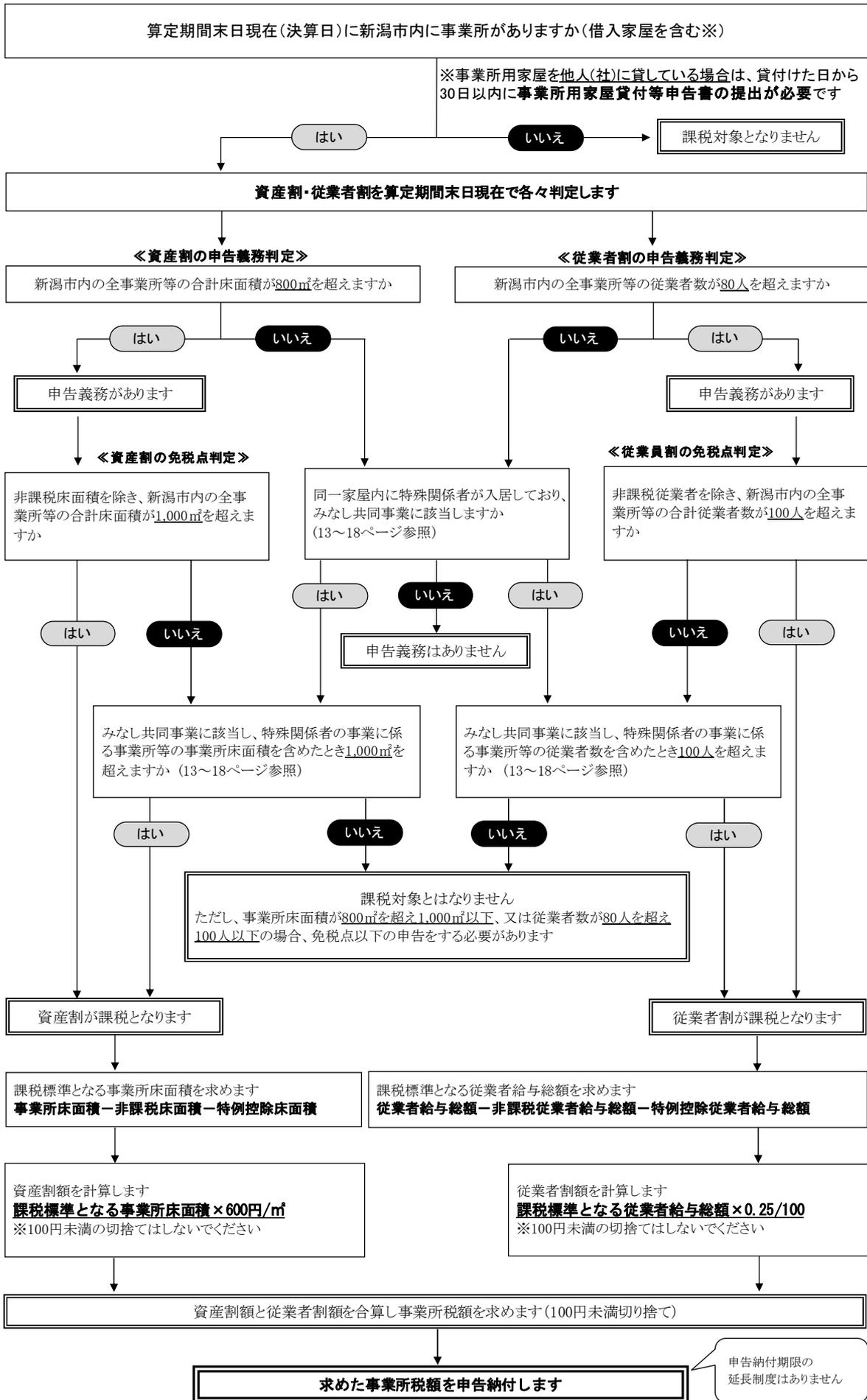
「則」・・・・・・・・・・地方税法施行規則

「法附則」・・・・・・・・地方税法本法附則

「令附則」・・・・・・・・地方税法施行令附則

「則附則」・・・・・・・・地方税法施行規則附則

事業所税 課税の判定 (フローチャート)



I. 事業所税のあらまし

1. 事業所税について

事業所税はその創設の趣旨から大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積や支払給与額という外形標準を課税標準として課税する仕組みになっています。

2. 課税のしくみ

詳細についてはそれぞれの項目で説明しますが、事業を行う法人又は個人に対して、次のような内容で課税されます。

区分	資産割	従業者割
納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人	
課税標準	市内の事業所用家屋の延床面積	従業者給与総額
税率	1 m ² につき 600 円	0.25%
免税点 ^(注)	合計延床面積 1,000 m ² 以下	合計従業者数 100 人以下
	(課税標準の算定期間の末日の現況による)	
課税標準の算定期間	法人・・・事業年度 個人・・・1月1日～12月31日	
徴収方法	申告納付	
納付期限	法人・・・事業年度終了の日から2か月以内 個人・・・翌年の3月15日	

(注) 区単位ではなく、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。
また、特殊関係者(13～18ページ参照)と同一家屋内にて事業を行う場合は、当該家屋における特殊関係者の使用床面積・従業者数を合算して免税点の判定をします。

3. 事業所税の特長

事業所税は大都市(全国77団体)が環境整備のために課税している目的税です。

事業所税は都市的行政需要(都市における人口及び企業の著しい集中に伴う都市機能の低下に対する都市環境の整備)の発生に着目し、都市機能の回復及び都市基盤の整備を目的として、その受益者である事務所・事業所に対して都及び指定都市並びにその周辺地区(既成市街地等を有する市)及び人口30万人以上の市において特別にご負担をお願いしている税です。

したがって、その用途は次に掲げる都市計画事業をはじめとする都市環境の整備及び改善に必要な公共施設の整備事業に限られております。

4. 事業所税の用途（法第 701 条の 73）

事業所税は都市環境の整備改善に要する費用に充てることを目的に創設されておりますので、その用途については次に掲げる事業とされています。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

5. 課税団体（法第 701 条の 31）

- (1) 東京都（特別区の存する区域）
- (2) 指定都市
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市
浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市
武蔵野市、三鷹市、川口市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口 30 万人以上の市で政令で指定するもの
(北海道地方) 旭川市
(東北地方) 秋田市、郡山市、いわき市
(関東地方) 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市
船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
(中部地方) 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市
春日井市、豊田市、四日市市
(近畿地方) 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市
奈良市、和歌山市
(中国地方) 倉敷市、福山市
(四国地方) 高松市、松山市、高知市
(九州地方) 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市
(沖縄地方) 那覇市

Ⅱ－１．事業所税

1. 課税客体

事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課税されます。

事業所等とは (取扱通知(市) 第1章第1節6)	<p>事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいい、基本的には住民税や事業税の事務所・事業所と同じ考え方によるものです。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所等に含まれます。無人倉庫など人的設備を欠く施設もこれらを管理する事務所等が市内にある場合にはもちろん、管理する事務所等が市外にある場合も事業所等に該当します。</p> <p>一の事業所等とは一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一単位の事業所等となります。また、近接した二以上の場所で経済活動が行われる場合でも、一方が他方の単なる分館的なものであるときは両者を合わせて一の事業所等となります。</p>
事業所等に該当しないもの	<p>(1) 社宅、社員寮などの住宅 住宅は事業所税の課税対象ではありません。</p> <p>(2) 設置期間が2～3か月程度の現場事務所、仮小屋等 これらの場所で行われる事業には継続性がないため事業所等に該当しません。</p> <p>(3) 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの (2)と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、(2)の場合より設置期間が長いものも事業所等には該当しません。</p>
事業所等において行われる事業とは	<p>事業とは物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。</p> <p>事業所等において行われる事業とは事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。</p>
家屋とは (不動産登記規則 111条)	<p>屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。したがって、固定資産税における家屋の意義と一致します。</p>
事業所用家屋とは (法第701条の31 第1項第6号)	<p>家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。</p>

2. 納税義務者

事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）で事業を行う法人又は個人です。事業所等の床面積に対して課税される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課税される「従業者割」の2つに分かれています。

(注) 納税義務者となるのは事業を行う法人又は個人であって、事業所等である家屋の所有権の帰属の問題と納税義務者が誰であるかということとは関連がないものです。したがって、ビルを借りて事業を行う場合、当該事業所税の納税義務者はビルの借り主ということになります。

3. 課税標準

次の「4. 免税点」（11～12 ページ）により、資産割のみまたは従業者割のみ、あるいは両方が課税される場合は、それぞれ以下のとおり課税標準を求めて税額を計算します。

(1) 資産割

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積です。

- 「課税標準の算定期間」とは、法人は事業年度、個人は1月1日～12月31日です。
- 「事業所用家屋」とは、人の居住用の部分を除いた新潟市内に所在する事務所、店舗、工場、倉庫などをいいます。事業所用家屋が自己所有であるか否かは関係なく、借りているものも含まれます。
- 「事業所床面積」とは、事業所用家屋の延べ床面積をいい、貸ビル等で共用部分がある場合には共用部分の床面積も含まれます（注）。

(注) 貸ビル等における共用部分の範囲は階段、通路、エレベーター室、エレベーター前ホール、機械室、電気室等をいい、管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための部分は貸ビル業者の部分となります。

<共用部分の計算例>



Aの事業所等に係る事業所床面積は、以下により算出できます。

$$\underbrace{A}_{\text{専用床面積}} + \frac{A}{A+B+C+D+E+F} \times G \quad \underbrace{\text{(共用部分)}}_{\text{共用床面積}}$$

(当該事業所等専用部分の延べ床面積)
(一棟の専用部分の延べ床面積)

- 新規設立や解散等で課税標準の算定期間が12か月に満たない場合は、月割計算をして算出します。月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とします。

<計算式>

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

- 課税標準の算定期間の途中で事業所等を新設又は廃止した場合も月割計算をして算出します。なお、支店や営業所等のように、そこで一単位の事業が行われると認められるものの新設、廃止があった場合に限られます（注）。

<計算式>

- ① 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- ② 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- ③ 課税標準の算定期間の中途において新設され、同期間の中途に廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(注) 新設の日・廃止の日は、営業開始日（開店日）・終了日（閉店日）ではなく、当該業務の準備期間等も含みます。貸ビル等の場合は原則、賃貸借期間の開始日・終了日となります。

- 一単位の事業所等（4ページ「事業所等とは」参照）における床面積の「拡張」「縮小」の場合は、月割課税を行わず、算定期間の末日における床面積が課税標準となります。

例えば、同一貸ビル内で借り受け面積を変更した場合や、同一構内（近接した二以上の場所で経営主体が同じ場合を含む。）で家屋を設置又は廃止した場合は、月割課税を行いません。

●事業所床面積と不動産登記法上との関係

問1 事業所床面積については不動産登記簿又は固定資産課税台帳上の面積でよいか、それとも実測する必要がありますか。

答 事業所床面積は原則、実測面積によることとなりますが、不動産登記簿又は固定資産課税台帳の面積が実測面積と同様であれば、それらの面積を使用して差支えありません。

●車庫

問2 屋根だけの設備の車庫の取り扱いはどうなりますか。

答 課税対象となる事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（＝固定資産税の課税対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定されます。

なお、未登記のものであっても不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

よって、当該車庫が家屋に該当しない場合は、課税対象となりません。

(2) 従業者割

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です。所得税法の給与と意義を同じくするものです。

○ 従業者給与総額とは、市内の事業所等の従業者（役員、臨時雇用の職員なども含みます。）に対して支払われた俸給、給料、賃金、手当及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

ただし、次の①・②に掲げる者は除きます。

① 障がい者及び年齢 65 歳以上の者（役員を除く。）

② 年齢 55 歳以上 65 歳未満の者で雇用保険法その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）

これらの者に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額を従業者給与総額から除きます。

なお、雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者 (令第56条の17の2第1項第1号)	雇用保険法第62条第1項第3号若しくは第6号の規定に基づき、高年齢者、障がい者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者で、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者
職業転換給付金の支給に係る者 (令第56条の17の2第1項第2号)	雇用保険法第63条第1第3号に規定する作業環境に適応するための訓練を受けた者で、当該訓練を受けるに当たり公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者
雇用奨励金の支給に係る者 (令第56条の17の2第1項第3号)	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3号に規定する雇用奨励金の支給に係る者で、当該奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

○ 課税標準の算定及び免税点判定における従業員の取り扱いは、次の表のとおりです。

従業員		従業員	免税点の判定	課税標準
出 向 社 員	出向元が給与を支払う場合		出向元の従業員に含める。	出向元の従業員給与総額に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合		出向先の従業員に含める。	出向先の従業員給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部負担する場合		主たる給与等を支払う会社の従業員に含める。	それぞれの会社の従業員給与総額に含める。
数社の役員を兼務する役員			それぞれの会社の従業員に含める。	それぞれの会社の従業員給与総額に含める。
非常勤の役員			従業員に含める。	従業員給与総額に含める。
無給の役員			従業員に含めない。	
日々雇用等の臨時の従業員			従業員に含める。	従業員給与総額に含める。
パートタイマー（勤務時間が同種の職種に従事する一般従業員の75%以下の者）			従業員に含めない。	従業員給与総額に含める。
休職中の従業員			給与等が支払われている場合は従業員に含める。	従業員給与総額に含める。
中途退職者			従業員に含めない。	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める。
保険の外交員			従業員に含める。（事業所得のみを有する者を除く。）	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める。
常時船舶の乗組員			従業員に含めない。	従業員給与総額に含めない。
外国又は課税区域外への長期（課税標準の算定期間を超える期間）の出張			従業員に含めない。	従業員給与総額に含めない。
課税区域内への派遣			派遣元の従業員に含める。	派遣元の従業員給与総額に含める。
課税区域外への派遣			派遣元の従業員に含めない。	派遣元の従業員給与総額に含めない。

また、出張や出向、パートタイマーの考え方については、以下のとおりです。

出 張	企業の従業員が、出張元の事業者としての雇用関係及び指揮監督関係が維持された状態で、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行う。
出 向	出向元企業と出向従業員の雇用関係を維持しながら、当該従業員の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させる。
パートタイマー	形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定する。一般的には、雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（勤務時間6時間程度以下のもの）をすることとして雇用されている者で、休暇、社会保険、賞与等から判断して明らかに正規の従業員とは区別される者をいう。

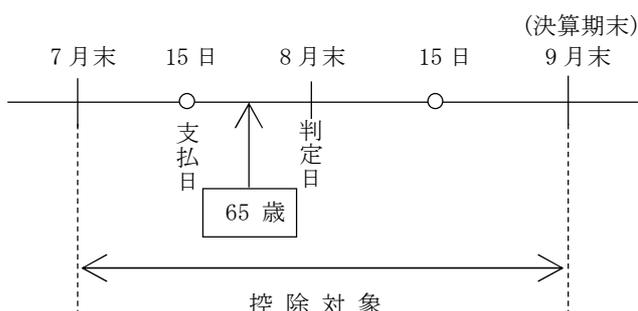
●年齢 65 歳以上の者であるかの判定

問 3 年齢 65 歳以上の者としてその給与等を従業者給与総額から控除されるべき者に該当する者であるかどうかの判定は、どの時点で行いますか。

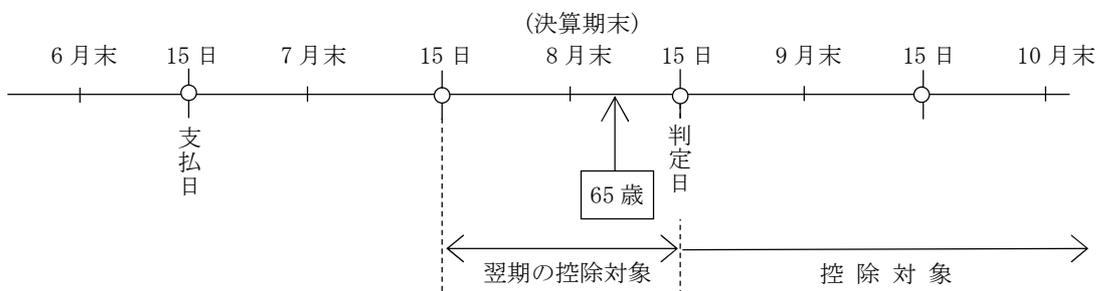
答 課税標準の算定期間において、従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、年齢 65 歳以上の者に該当する従業者について、その従業者に係る給与等のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除します。

例えば、8 月 1 日から同月 31 日までの期間の給与を同月 15 日に支給する法人の場合には、同月 31 日現在において、これらの控除対象者に該当するかどうか判定します。

〔例 1〕毎月 1 日から月末分をその月の 15 日に支払う場合



〔例 2〕毎月 15 日までの分を 15 日に支払う場合



●通勤手当、住居手当等の取り扱い

問 4 次に掲げる手当等は従業者給与総額に算入されますか。

- ① 通勤手当 ② 住居手当 ③ レクリエーションの費用 ④ 観劇等の入場券の交付

答 事業所税において所得税の取扱い上非課税とされる部分については、従業者給与総額には含めないことが適当です。

よって、②住居手当は全額従業者給与総額に含まれますが、①通勤手当、③レクリエーションの費用、④観劇等の入場券の交付については、所得税法上の給与所得の範囲に含まれる部分についてのみ従業者給与総額に算入することになります。

●アルバイト・パートタイマー等の給与

問5 アルバイト・パートタイマー等の給与は従業者割の課税標準である従業者給与総額に含まれますか。また、これらの人員が期末時点において減少した場合は、従業者給与総額からも減額できますか。

答 従業者割の課税標準である従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）をいうものとされています。また、「事業所等の従業者」とは、事業所等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいいます。したがって、アルバイト・パートタイマー等に対して支払われる給与の額は従業者給与総額に含まれます。

次に、従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与の総額とされています。したがって、給与を支払われた従業者が課税標準の算定期間の末日において当該事業所等の従業者であるか否かを問わず、課税標準の算定期間中において支払われた給与等である限りは従業者給与総額に含めます。

●出向社員の給与等

問6 次のような場合に出向社員に対して支払われた給与等は、出向元または出向先のどちらの法人の従業者給与総額に含めますか。

- (1) A社の社員がB社に出向し、当該社員の給与等は出向元であるA社が支払い、B社は当該給与相当分の全部又は一部を経営指導料としてA社に支払っている場合
- (2) A社の社員がB社に出向し、当該社員に係る給与等はA社及びB社が一部ずつ支払っている場合

答 「事業所等の従業者」であるかどうかはその者の労働関係における支配従属、指導命令、給与の支払い等の状況によって判定します。

(1)の場合は、当該社員の給与等を出向元のA社が支払っているため、A社の課税標準に含めます。ただし、B社がA社に支払っている経営指導料等が法人税法上給与として取り扱われる場合は、実質的に出向先のB社が給与等の全部又は一部を支払っているため、B社の課税標準に含めることとなります。

次に、(2)の場合、給与等を一部ずつ負担しているA社及びB社の従業者給与総額にそれぞれが支払った給与等の額を含めることとなります。

●年齢 65 歳以上の使用人兼務役員

問7 従業者割の課税標準である従業者給与総額には、65 歳以上の使用人兼務役員の給与は含まれますか。

答 従業者割の課税標準である従業者給与総額には役員分も含まれます。また、年齢 65 歳以上の者に支払われた給与等は従業者給与総額から除かれますが、役員については、年齢 65 歳以上であっても従業者給与総額に含めます。

したがって、たとえ兼務であっても役員である場合は、その者に対して支払われる給与等は課税標準である従業者給与総額に含めます。

4. 免税点

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれ別々に判定します。この場合、非課税の部分を除いて判定します（注）。

したがって、資産割及び従業者割のどちらか一方のみが免税点を超える場合は、免税点を超えた方のみが課税され、資産割と従業者割の両方が免税点を超える場合は両方が課税されることとなります。

(1) 資産割

新潟市内に所在するすべての事業所等の合計延床面積が 1,000 m² 以下の場合には課税されません。

なお、特殊関係者（13～18 ページ）と同一家屋内にて事業を行う場合は、当該家屋における特殊関係者の使用床面積を合算して免税点の判定をします。

(2) 従業者割

新潟市内における従業者の総数が 100 人以下 である場合は課税されません。

なお、資産割と同様に特殊関係者と同一家屋内にて事業を行う場合は、当該家屋における特殊関係者の従業者数を合算して免税点の判定をします。

（注）

- ① 非課税の部分については「IV. 非課税（別表2）」（20～33 ページ）を参照。
- ② 従業者数に著しい変動がある（各月末の従業者数のうち、最大のものが最小のもの2倍を超えるもの。）一の事業所等については、各月の末日現在における従業者数を合計し、それを当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもって、免税点判定における従業者数とします。
- ③ 資産割について、課税標準の算定期間中途に廃止された事業所等は免税点判定には含めませんが、新潟市内に他にも事業所等を有しており、かつ廃止された事業所床面積を控除してもなお免税点を超える場合には、廃止された事業所等も課税標準の算定に含めます（月割課税となります）。
なお、従業者割については月割課税という考え方はありません。

●従業者割の免税点判定における従業者の範囲

問8 免税点の判定において、次のような従業者の取り扱いはどうなりますか。

(1) 出向社員

- ① A社の社員がB社に出向し、当該社員の給与等は出向元であるA社が支払い、B社はA社に対し当該給与相当分を経営指導料として支払っている場合
- ② A社の社員がB社に出向し、当該社員の給与等はA社及びB社が一部ずつ支払っている場合

(2) 数社の役員を兼務する兼務役員

(3) 無給の役員

(4) パートタイマー

(5) 日々雇用等の臨時の従業員

(6) 課税区域外の建築現場事務所等に派遣されている従業者

(7) 保険外交員のように給与所得と事業所得とを有する従業員

答 (1)の場合

出向社員については、原則、給与等を支払う会社の従業者に含めることとなりますが、①の場合については、出向先の会社が出向元の会社に支払う経営指導料が法人税法上給与として取り扱われる場合は、出向先の会社の従業者に含めます。これ以外の場合は出向元の従業者に含めることとなります。

②については、主たる給与を支払う会社の従業者に含めます。いずれが主たる給与等を支払う会社であるかの判断は、支払給与等の多寡、給与等の性格等を勘案して判断します。

(2)の場合

(3)に該当する場合を除き、それぞれの会社の従業者に含めます。

(3)及び(4)の場合

従業者に含めません。

なお、パートタイマー（8 ページ）は免税点の判定における従業者には含めませんが、他の従業者により免税点を超える場合には、パートタイマーへの給与等も課税標準となる従業者給与総額に含めます。

(5)の場合

従業者に含めます。

(6)の場合

従業者に含めません。これは、当該従業者が課税区域外の建築現場事務所等の従業員と解されるからです。

(7)の場合

従業者に含めます。

●免税点における休職中の従業者の取り扱い

問 9 休職中の従業員は従業者割の免税点の判定を行う場合、従業者に含めますか。

答 休職中の従業者に給与等が支払われている場合は、従業者に含めます。

●職員食堂等に勤務する従業者の取り扱い

問 10 職員食堂に勤務している従業者は免税点の判定における従業者に含まれますか。

答 事業所税において、従業者の福利厚生のために設置される娯楽室、職員食堂、診療室、理髪室等の施設は非課税とされ、これらの施設に勤務する従業者は、免税点の判定上の従業者に含めません。

5. 税率

資産割・・・・1㎡につき 600 円 従業者割・・・・0.25/100

6. 申告及び納付の方法

事業所税は、納税義務のある方がご自分で税額を計算して申告し、その税額を納付していただく申告納付の方法となっています。申告納付の期限は、法人は事業年度終了の日から2か月以内、個人は3月15日です（延長制度はありません。）。

Ⅱ－２．特殊関係者を有する場合のみなし共同事業

１．特殊関係者、特殊関係者を有する者

「特殊関係者を有する者」がその「特殊関係者」と同一家屋内で事業を行う場合、「特殊関係者を有する者」については、「特殊関係者」の行う事業を共同事業とみなし、床面積及び従業者数を合算して免税点判定を行います。

ただし、次に掲げる２つの条件を同時に満たすときは共同事業とみなされません。

- ① 特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者と意志を通じて行われているものでないこと（意思要件）

例えば、市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられて新たに同一家屋内で事業を行うこととなった場合など、国又は地方公共団体などからいわば強制されて同一家屋内で事業を行うことになった場合などが該当します。

- ② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならないこと（負担減少要件）

みなし共同事業とされない場合と共同事業とされる場合を比較して、事業所税の負担が減少しない場合が該当します。

なお、特殊関係者を有する者であるかどうか、特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

特殊関係者

配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社を「特殊関係者」といい、これらの特殊関係者を有する個人または法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

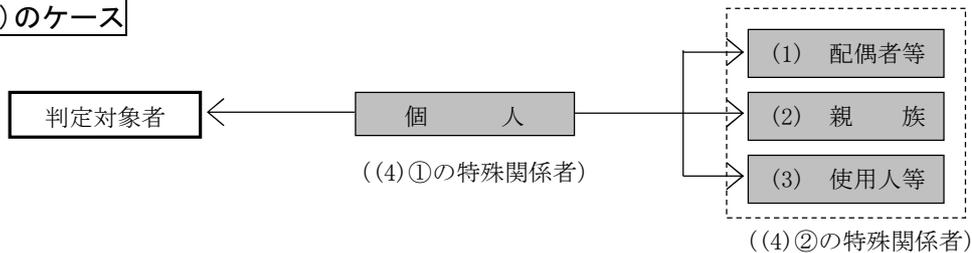
判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の特殊関係者とは、次のとおりです。

区分	特殊関係者
個人	(1) 判定対象者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹
	(2) (1)以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、または判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
	(3) (1)(2)以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
	(4) ① 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（(1)(2)を除く） ② (4)①と(1)～(3)のいずれかに該当する関係がある個人
	(5) ① 判定対象者が同族会社である場合、同族会社としての判定の基礎となった株主または社員である個人 ② (5)①と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人

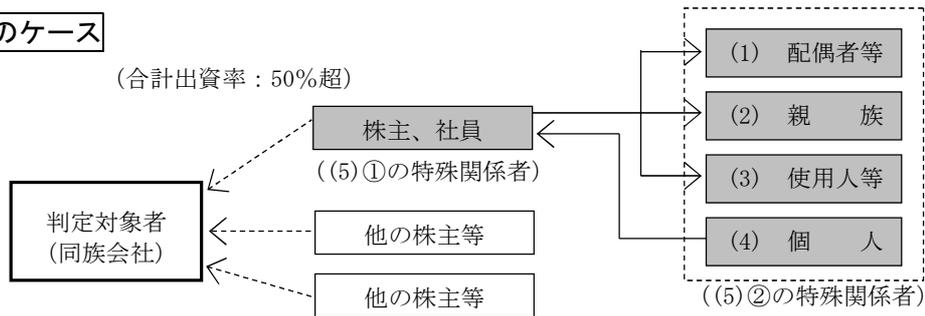
区分	特殊関係者
法人	(6) 判定対象者を基礎として同族会社に該当する会社
	(7) ① 判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主または社員の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社
	② (7)①と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社
	③ (7)①を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

<図説> (———> は生計維持、-----> は出資を示す。以下同じ。)

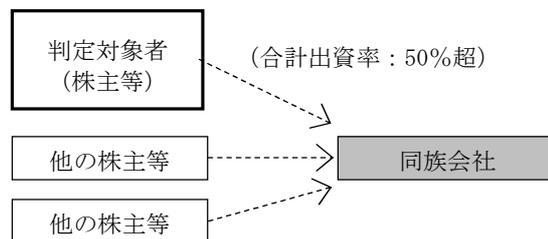
(4)のケース



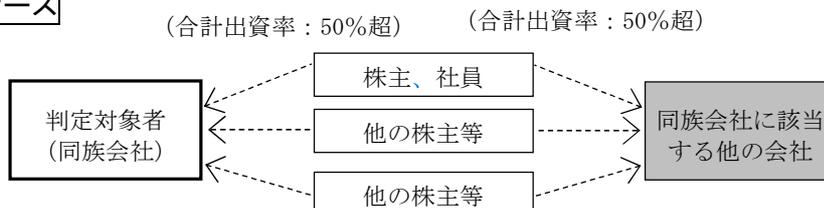
(5)のケース



(6)のケース



(7)のケース



同族会社

「同族会社」とは法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。これは株主等の3人以下並びにこれら株主等と次の「特殊の関係」のある個人・法人が有する株式総数（または出資合計額）が、その会社の発行済株式の総数（または出資総額）の50/100超となっている会社、または議決権が50/100超となっている会社等が該当します。

①特殊の関係のある個人

- a 株主等の親族
- b 株主等とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- c 株主等（個人である株主等に限る）の使用人
- d a～cに掲げる者以外の者で株主等（個人である株主等に限る）から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- e b～dに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

②特殊の関係のある法人

- a 株主等の1人（個人である株主等についてはその1人及びこれと①に掲げる特殊の関係のある個人。以下同様。）が支配している他の会社
- b 株主等の1人及びこれとaに掲げる特殊の関係のある会社が支配している他の会社
- c 株主等の1人及びこれとa、bに掲げる特殊の関係のある会社が支配している他の会社

(注) 上記②の「支配している」とは、発行済株式の総数（または出資総額）の50/100超を有している場合、法人税法施行令第4条第3項第2号に規定する議決権の50/100を有している場合等をいいます。

2. 免税点の判定（令第56条の75第2項）

- (1) 特殊関係者を有する者の免税点判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして扱い、共同事業に係る事業所床面積及び従業者数と、自己の事業所床面積及び従業者数を合算して行います。
- (2) 特殊関係者の免税点判定は、自己のすべての事業所等に係る事業所床面積又は従業者数のみで行います。

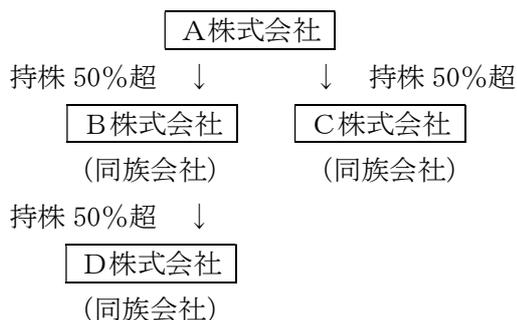
3. 課税標準の算定（令第56条の51第2項）

特殊関係者を有する者の課税標準の算定は、特殊関係者が行う事業分を合算せずに、自己の事業分のみで算定します。特殊関係者の課税標準の算定についても、同様に自己の事業分のみで算定します。

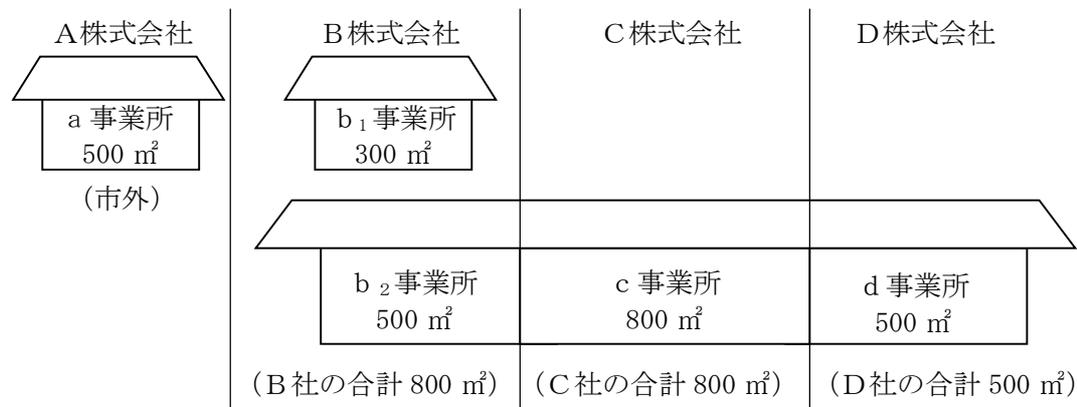
なお、特殊関係者が課税される場合、特殊関係を有する者は、共同事業のうちの特殊関係者が行う分について連帯納税義務を負うこととなります。

[例 2]

○ 資本関係の状態



○ 各社の事業所の状態



(1) 特殊関係者について

- A社の特殊関係者・・・ B社とC社 (13 ページ(6)に該当)
- B社の特殊関係者・・・ C社とD社 (13 ページ(6)、(7)に該当)
- C社の特殊関係者・・・ B社とD社 (13 ページ(7)に該当)
- ※ B社及びC社はお互いに特殊関係者を有する者であり、また、特殊関係者にもなります。
- D社の特殊関係者・・・ 特殊関係者はなく、通常取り扱いになります。

(2) みなし共同事業の適用について

ア A社について

A社は特殊関係者とのみなし共同事業は行っていません。

イ B社について

C社の c 事業所及びD社の d 事業所の事業が共同事業とみなされます。

ウ C社について

B社の b₂ 事業所及びD社の d 事業所の事業が共同事業とみなされます。

Ⅲ. 課税されない方等の申告義務

事業所税の賦課徴収事務の円滑かつ適正な運営を図るため、課税されない方であっても次のような事項について申告していただくことになっておりますのでご協力をお願いします。

1. 納付すべき事業所税がない方の申告（新潟州市税条例第146条の7第2項）

免税点以下であることにより納付すべき事業所税額がない場合でも、次のような方は事業年度終了の日から2か月以内（個人については翌年3月15日まで）に申告してください。

- (1) 前事業年度（法人）又は前年（個人）において納付すべき事業所税額があった方
- (2) 事業所用家屋の床面積が800㎡を超える方、または従業者数が80人を超える方

事業所税申告書・・・第44号様式、第44号様式（別表1）

2. 事業所等の新設、廃止についての届出（新潟州市税条例第146条の8第1項）

新潟市内に事業所等を新設または廃止した場合（市内に他の事業所等を新設した場合及び市内にある事業所の一部廃止の場合を含みます。）には、その日から30日以内に届け出てください。

法人設立・設置（新設）・異動届出書

3. 事業所用家屋を貸している方の申告（新潟州市税条例第146条の8第2項及び第3項）

事業所用家屋の全部または一部を他人（社）に貸している方は、貸付けた日から30日以内に家屋の概況、貸付状況の明細などを申告してください。異動があった場合も同様です。

事業所用家屋貸付等申告書

IV. 非課税（別表2）目次

	ページ
1. 人的非課税	21
2. 用途非課税	21
(1) 福利厚生施設	21
(2) 消防、防災施設等	22
(3) 都市計画法第11条第1項に規定する都市施設	25
(4) 農林漁業関係の施設	31
(5) 法令による国の施設に従って実施する 中小企業の共同化等の事業に係る施設	31
(6) 港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設	32
(7) その他	33
3. 判定の時期	33

※ 非課税の内容については、令和6年度「地方税法」に基づいて作成しております。
今後、法律等に改正がありました場合には、改正後の法律等に基づき、お取り扱いくださるようお願いいたします。

非課税（別表2）

1. 人的非課税

（○印は非課税です。）

施設	資産割	従業者割	備考
1 国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに公共法人 ＜法第701条の34第1項＞	○	○	公共法人（法人税法第2条第5号） 土地開発公社、日本中央競馬会、 日本放送協会など
2 公益法人等又は人格のない社団 （収益事業分を除く。） ＜法第701条の34第2項、令第56条22、23＞	○	○	公益法人等（法人税法第2条第6号） 学校法人、宗教法人、商工会議 所、国家公務員等の共済組合など

2. 用途非課税

次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税が非課税となります。

(1) 福利厚生施設

福利厚生施設とは一般的には保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶室、娯楽教養室など事業主が従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で、直接事業の用には供されていないものをいいます。

更衣室、浴室、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、工場などにおける従業者のための浴室、百貨店などの更衣室）と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合が考えられますが、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、当該事業所等の事業用施設と認められるものは福利厚生施設に該当しません。

なお、非課税としての福利厚生施設とするには、柱や壁、扉等の固定物により他の部分と明確に区分けされていることが必要であり、移動可能なロッカーや自動販売機、パーティション等によって仕切られている場合は、非課税としての福利厚生施設には該当しません。

（注）

- ① 社宅及び社員寮は人の居住の用に供する施設ですので事業所税の対象外です。
- ② 研修所は一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

施設	資産割	従業者割
勤労者の福利厚生施設で、次の1～5に掲げるもの <法第701条の34第3項第26号>	○	○
1 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 <令第56条の41第1号>		
2 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設 <令第56条の41第2号>		
3 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設 <則第24条の7第1号>		
4 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 <則第24条の7第2号>		
5 1～4に掲げる者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設 <則第24条の7第3号>		

(2) 消防、防災施設等

次に掲げる「特定防火対象物」である事業所用家屋内に設置された消防用設備等、防災に関する施設等については、事業所税が非課税となります。

施設	資産割	従業者割
消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして次に掲げるもの（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備等で次に掲げるもの及び建築基準法等に基づき当該防火対象物に設置される防災に関する施設等で次に掲げるもの <法第701条の34第4項、令第56条の43、則第24条の9>	○	

なお、消防用設備等及び防災施設等が事業所用家屋内に設置されていても、当該事業所用家屋が次に掲げる「特定防火対象物」に該当しない場合は非課税規定の適用はありません。

特定防火対象物

事業所税の非課税の適用を受ける特定防火対象物（消防法施行令別表第1抜粋）	
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場、ダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所、助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、福祉ホーム等 ニ 幼稚園、特別支援学級
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)または(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	準地下街

① 消防用設備等（全部が非課税となるもの）

次に掲げる設備または施設（附置される非常電源にかかる発電室、蓄電池室、変電室及び消火剤の貯蔵場所等も含まれます。）で、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するものまたは同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用があるもの。

区分	内容
1 消火設備	消火器、簡易消火用具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備
2 警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘等の非常警報器具及び非常ベル等の非常警報設備
3 避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具、誘導灯、誘導標識
4 消防用水	防火水槽、貯水池その他の用水
5 消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

（注）

- ① 消防用設備等でも壁や天井などに設置され、占用床面積のないものについては、非課税は適用されません。
- ② 上記設備等に付置される電源を含みます。
- ③ 消火器等の移動性消火用具については、設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ当該設置箇所に設置されている場合に限り、その占用床面積が非課税となります。

② 防災に関する施設等

施設・設備	備考
a 全部が非課税となるもの	
1 建築基準法第 35 条に規定する施設または設備	(1) 避難階段 (2) 特別避難階段 (3) 排煙設備（予備電源を含む） (4) 非常用の照明装置（予備電源を含む） (5) 進入口（バルコニーを含む）
2 建築基準法施行令第 129 条の 13 の 3 第 2 項に規定するもの	非常用エレベーター（予備電源を含む）
3 新潟市火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路	スプリンクラー設備（消防法施行令第 12 条に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置されたものに限る）の有効範囲内に設置するもの
b 2分の1が非課税となるもの	
1 建築基準法第 35 条に規定する施設又は設備	(1) 廊下 (2) 階段（a 1 を除く。直接地上へ通ずる出入口のある避難階または地上へ通ずる直通階段に限る） (3) 避難階における屋外への出入口
2 建築基準法施行令第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室（高さ 31m 超の建築物または合計床面積が 1,000 m ² 超の地下街に設置されるもの）のうち、右に掲げる設備または装置を設置しているもの (注) 中央管理室のうち、右の(3)に係る部分は消防用設備等の非課税対象になっていますので、当該部分は除かれます。	(1) 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 (2) 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 (3) 消防機関へ通報する火災報知設備
3 建築基準法施行令第 112 条第 11 項に規定する建築物の部分のうち、右の部分で防火区画されているもの（a 1、a 2、b 1 を除く）	(1) 吹抜けとなっている部分 (2) 階段の部分 (3) 昇降機の昇降路の部分 (4) ダクトスペースの部分 (5) その他(1)～(4)に類する部分で防火区画されているもの
4 新潟市火災予防条例に基づき設置する施設	(1) 避難通路（a 3 を除く） (2) 喫煙所
5 消防長若しくは消防署長又は建築基準法に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設または設備で、火災または地震等の災害による被害を予防し、または軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの	(1) 避難階段に設ける附室 (2) 避難のための屋内バルコニー (3) 防災サブセンター 等

(3) 都市計画法第 11 条第 1 項に規定する都市施設で非課税となるもの

施設	資産割	従業者割	備考
1 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館及びその他政令で定める教育文化施設 ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 3 号、令第 56 条の 24＞	○	○	政令で定める教育文化施設 (1) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 (2) 学校教育法附則第 6 条の規定により設置された幼稚園
2 と畜場法第 3 条第 2 項に規定すると畜場 ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 5 号＞	○	○	食用に供する目的で獣畜をと殺し、解体するための施設
3 化製場等に関する法律第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場 ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 6 号＞	○	○	死亡獣畜を解体、埋却、焼却するための施設等で、都道府県知事の許可を受けたもの
4 水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設 ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 7 号＞	○	○	水道のための取水、浄水施設等
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可若しくは同法第 9 条の 8 第 1 項の規定による認定を受けて、又は同法第 7 条第 1 項ただし書若しくは同条第 6 項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設 ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 8 号＞	○	○	
6 医療法第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所、介護保険法第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所 ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 9 号、令第 56 条の 26＞	○	○	政令で定める医療関係者 保健師、助産師、診療放射線技師、 歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師
7 生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設で政令で定めるもの ＜法第 701 条の 34 第 3 項第 10 号、令第 56 条の 26 の 2＞	○	○	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設

施設	資産割	従業者割	備考
8 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 ＜法第701条の34第3項第10号の2＞	○	○	
9 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第10号の3、令第56条の26の3＞	○	○	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園 ＜法第701条の34第3項第10号の4＞	○	○	
11 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第10号の5、令第56条の26の4＞	○	○	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 ＜法第701条の34第3項第10号の6＞	○	○	
13 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第10号の7、令第56条の26の5＞	○	○	生計困難者に対して助葬を行う事業、児童自立生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業、老人居宅介護等事業、障害児相談支援事業、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の用に供する施設等
14 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ＜法第701条の34第3項第10号の8＞	○	○	

施設	資産割	従業者割	備考
15 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設 ＜法第701条の34第3項第10号の9＞	○	○	
16 卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設 ＜法第701条の34第3項第14号、令第56条の29、則第24条の5＞	○	○	(1) 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号に規定する付設集団売場、同号に規定する卸売・仲卸しの業務に必要な施設（倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター） (2) 卸売業者が生鮮食料品等を保管する施設のうち卸売市場法施行規則第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設
17 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第16号、令第56条の32＞	○	○	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
18 ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造業事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第17号、令第56条の33＞	○	○	ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設

施設	資産割	従業者割	備考
19 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者とその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの <法第701条の34第3項第20号、令第56条の36>	○	○	事務所及び発電施設以外の施設 (「事務所の意義」については30ページ(注)参照)
20 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需要に応じてするものを除く。)に係る部分に限る。)を經營する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの <法第701条の34第3項第21号、令第56条の37>	○	○	事務所以外の施設 (「事務所の意義」については27ページ(注)参照) (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場(直営のものに限る)、従業員の仮眠所等 (2) 一般貨物自動車運送事業 営業所、車庫、荷捌き施設、従業員の仮眠所等 (3) 貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送 営業所、車庫、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等
21 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの <法第701条の34第3項第22号、令第56条の38>	○	○	事務所以外の施設 (「事務所の意義」については30ページ(注)参照) (1) 自動車ターミナル事業 誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場、旅客通路、待合所、切符売りさばき所等 (2) トラックターミナル事業 誘導車路(車両用通路)、操車場所、停留場所、荷扱場、保管庫、コンテナ・パレットデポ、駐車場、洗車場、給油所、検車場、検量場等

施設	資産割	従業者割	備考
<p>22 国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定めるもの</p> <p><法第 701 条の 34 第 3 項第 23 号、令第 56 条の 39、則第 24 条の 6 ></p> <p>(注) 国際路線と国内路線の航空運送事業に併用される場合は、以下の国際路線の航空運送事業に係る分が非課税の対象となる。</p> <p>(併用部分面積) × (併用部分を使用する国際路線の各航空機の客席時間数合計) ÷ (併用部分を使用する国際路線・国内路線の各航空機の客席時間数合計)</p>	○ (注)	○ (注)	<p>航空法第 100 条の許可を受けた者が事業の用に供する格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管施設、整備用資材の保管施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所、配電所、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、待合室、ロビー、通路、階段、遺失物保管室、手荷物取扱施設等</p>
<p>23 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置して電気通信事業法第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務を提供する同条第 4 号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第 3 号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。）を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p><法第 701 条の 34 第 3 項第 24 号、令第 56 条の 40、則第 24 条の 6 の 2 ></p>	○	○	<p>(1) 第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める以下(2)の要件に該当する者で、総務大臣が指定するもの</p> <p>(2) 事業者設備識別番号の指定を受け、当該事業者設備識別番号により、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続して中継電話を提供する電気通信事業者であって、その事業の規模が当該第一種指定電気通信設備を設置する者と同程以上の者</p> <p>(3) 対象施設（下記以外） 事務所、研究施設、研修施設</p>
<p>24 民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p><法第 701 条の 34 第 3 項第 25 号、令第 56 条の 40 の 2、則第 24 条の 6 の 3 ></p>	○	○	<p>信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設</p>

施設	資産割	従業者割	備考
25 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第25号の2、令第56条の40の3、則第24条の6の4＞	○	○	(1) 郵便物の送達のに供する施設で総務省令で定めるもの (2) 簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設
26 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第27号、令第56条の42、則第24条の8＞ (注) 路外駐車場とは道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。	○	○	(1) 都市計画において定められたもの (2) 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの (3) 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの
27 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの ＜法第701条の34第3項第28号＞	○	○	原動機付自転車、自転車の駐車のための施設で、都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの
28 東日本高速道路株式会社が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの ＜法第701条の34第3項第29号、令第56条の42の2＞	○	○	事務所以外の施設 （「事務所の意義」については下記（注）参照） 試験研究所、技術事務所、工事事務所、維持・管理事務所（直営のもの）、営業所・用地事務所、交通管制室、施設制御室等

(注) 「事務所の意義」については次のとおりです（以下同じ）。

事業に関連して庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的な事務を行う建物をいい、通常これに付属する物置、炊事場、用務員室、会議室または金庫室等は事務所に含まれます。

ただし、物品の加工、販売等を行う場所の一部において、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業者の出欠等の事務を行うため単に1～2の机を配した程度の場所は事務所には該当しません。

(4) 農林漁業関係の施設

施設	資産割	従業者割	備考
1 農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの <small><法第 701 条の 34 第 3 項第 11 号、令第 56 条の 27、則第 24 条の 3></small>	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設
2 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの <small><法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号、令第 56 条の 28、則第 24 条の 4></small>	○	○	(1) 生産の用に供するもの (2) (1)以外の施設で国の補助、農業近代化資金等の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修施設、試験研究施設

(5) 法令による国の施設に従って実施する中小企業の共同化等の事業に係る施設

施設	資産割	従業者割	備考
1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け（これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。）を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの <small><法第 701 条の 34 第 3 項第 18 号、令第 56 条の 34、則第 24 条の 5 の 2></small>	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備

施設	資産割	従業者割	備考
<p>2 次のイ又はロに掲げる施設</p> <p>イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p><法第701条の34第3項第19号、令第56条の35、則第24条の5の3、則第24条の5の4></p>	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備

(6) 港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設

施設	資産割	従業者割	備考
<p>港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p><法第701条の34第5項、令第56条の46、則第24条の10></p>	/	○	港湾運送の業務に従事する労働者詰所及び現場事務所

(7) その他

施設	資産割	従業者割	備考
公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、政令で定めるもの <法第701条の34第3項第4号、令第56条の25>	○	○	物価統制令第4条により、道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場
国際博覧会に関する条例の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴い、参加者が万博会に関して行う一定の事業の用に供する施設 <法附則第32条の4、令第16条の2の7>	○	○	博覧会の準備、運営及び広報に関する活動、博覧会に関するその他の活動に関する事業の用に供する博覧会会場内の施設

3. 判定の時期

非課税の各規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によります（法第701条の34第6項）。

V. 課税標準の特例（別表3）目次

	ページ
1. 人的な課税標準の特例	35
2. 用途による課税標準の特例	35
(1) 都市施設で非課税とされたもの以外のもの	35
(2) 広大な床面積を必要とする事業の施設	37
(3) 公害防止のための施設	38
(4) その他	38
3. 判定の時期	39

※ 課税標準の特例の内容については、令和6年度「地方税法」に基づいて作成しております。
今後、法律等に改正がありました場合には、改正後の法律等に基づき、お取り扱いくださるようお願いいたします。

課税標準の特例（別表3）

※「Ⅳ. 非課税（別表2）」の非課税適用部分を除きます。

1. 人的な課税標準の特例

（数字は控除割合を示しています。）

施設	資産割	従業者割
法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設 <法第701条の41第1項第1号>	1/2	1/2
〔例〕 漁業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、農業協同組合、農 林中央金庫、労働金庫など		

2. 用途による課税標準の特例

(1) 都市施設で非課税とされたもの以外のもの

施設	資産割	従業者割
① 学校教育法の規定により設置された専修学校又は各種学校（学校法人 又は私立学校法第64条第4項の法人以外の者が設立したもの）において 直接教育の用に供する施設 <法第701条の41第1項第2号>	1/2	1/2
② 港湾法に規定する港湾施設のうち、次に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> ア. 港務通信施設 イ. 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所 ウ. 宿泊所のうち客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設）、 広間（主に宿泊者以外が利用する施設以外）、ロビー、浴室、厨 房、機械室等 エ. 船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、 船舶保管施設 <法第701条の41第1項第10号、令第56条の61、則第24条の19>	1/2	1/2
(注) 1 上記「ウ.」については、「非課税（別表2）」の2.「(2)消防、防災施設等」（22 ～24ページ）に係る部分を除きます。 2 「ウ.」には、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステー ション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室が含まれます。		
③ タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以 外の施設 <法第701条の41第1項第15号、令第56条の63>	1/2	1/2
(注)（「事務所の意義」については30ページ（注）参照）		

施設	資産割	従業者割
<p>④ 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア. 貨物の積卸しのための施設</p> <p>イ. 倉庫、野積場、貯蔵槽、貯木場</p> <p>ウ. 上屋又は荷さばき場</p> <p>エ. 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する店舗</p> <p>オ. ア～エに掲げる施設に附帯する施設</p> <p><法第701条の41第1項第17号、令第56条の65></p> <p>(注) 倉庫業者の倉庫についての資産割の控除率は3/4となります。 <法第701条の41第1項第18号></p>	1/2	1/2
<p>⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの（事務所以外の施設）</p> <p><法第701条の41第1項第4号、令第56条の53の2></p> <p>(注)（「事務所の意義」については30ページ（注）参照）</p>	3/4	1/2
<p>⑥ 公共の飛行場に設置される施設で次に掲げる施設</p> <p>ア. 格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設</p> <p>イ. 貨物取扱施設、航空機部分の整備及び保管のための施設、整備用資材の保管のための施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所、配電所</p> <p>ウ. 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、遺失物保管室及び手荷物取扱施設</p> <p>エ. 待合室、ロビー、通路、階段及び便所等で無償で旅客または一般公衆の用に供する施設</p> <p><法第701条の41第1項第16号、令第56条の64、則第24条の20></p> <p>(注)</p> <p>1 「非課税（別表2）」の2.（3）の「22 国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設」（29ページ）を除きます。</p> <p>2 上記「エ.」については、「非課税（別表2）」の2.「(2)消防、防災施設等」（22～24ページ）に係る部分を除きます。</p>	1/2	1/2
<p>⑦ 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設</p> <p><法第701条の41第1項第19号、令第56条の66、則第24条の21></p>	1/2	1/2

(2) 広大な床面積を必要とする事業の施設

施設	資産割	従業者割
① 家畜取引法に規定する家畜市場 ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 5 号＞	3/4	
② 国、地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設 ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 6 号、令第 56 条の 54、則第 24 条の 12＞	3/4	
③ みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒税法に規定する酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 7 号、令第 56 条の 56＞	3/4	
④ 木材取引のために開設される市場で売場を設けてせり売り又は入札の方法により定期又は継続して開場されるもの及び木材加工を業とする製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業、若しくは木材の販売を業とする者の木材の保管施設 ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 8 号、令第 56 条の 57、則第 24 条の 14＞	3/4	
⑤ 旅館業法第 2 第 2 条 2 項に規定するホテル営業又は同第 3 項に規定する旅館営業の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ア. 客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設） イ. 広間（主に宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。） ウ. ロビー、浴室、厨房、機械室 エ. 玄関、玄関帳場、フロント、クロック、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室等 ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 9 号、令第 56 条の 60、則第 24 条の 19＞ (注) 上記「ウ.」「エ.」については、「非課税（別表 2）」の 2. 「(2) 消防、防災施設等」（22～24 ページ）に係る部分を除きます	1/2	
⑥ 外国貿易のコンテナ貨物に係る荷さばき施設（後述⑨に該当するものを除く。） ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 12 号＞	1/2	
⑦ 港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業又は沿岸荷役事業の用に供する上屋（港湾区域外、臨港地区外。後述⑨に該当するものを除く。） ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 13 号＞	1/2	
⑧ 倉庫業法に規定する倉庫業者の本来の事業の用に供する倉庫（後述⑨に該当するものを除く。） ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 14 号＞	3/4	
⑨ 港湾法に規定する荷さばき施設及び保管施設のうち、上屋及び倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（港湾区域、臨港地区内） ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 11 号、令第 56 条の 62＞	3/4	1/2

(3) 公害防止のための施設

施設	資産割	従業者割
事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの ＜法第 701 条の 41 第 1 項第 3 号、令第 56 条の 53、則第 24 条の 11＞	3/4	

(4) その他

施設	資産割	従業者割
① 心身障害者を多数雇用する事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けたものに限る。） ＜法第 701 条の 41 第 2 項、令第 56 条の 68＞	1/2	
② 沖縄振興特別措置法第 7 条第 1 項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第 8 条第 1 項に規定する特定民間観光関連施設に係る事業所等のうち令和 7 年 3 月 31 日までに新設されたもの ＜法附則第 33 条第 1 項、令附則第 16 条の 2 の 8 第 1 項、則附則第 12 条の 3 第 1 項・第 2 項＞ （注） 法人・・・新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで 個人・・・新設された日から 5 年を経過する日の属する年分まで	1/2	
③ 沖縄振興特別措置法第 29 条第 1 項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第 3 条第 6 号に規定する情報通信産業又は同条第 8 号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和 7 年 3 月 31 日までに新設されたもの ＜法附則第 33 条第 2 項、令附則第 16 条の 2 の 8 第 2 項＞ （注） 法人・・・新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで 個人・・・新設された日から 5 年を経過する日の属する年分まで	1/2	
④ 沖縄振興特別措置法第 35 条の 2 第 1 項に規定する提出産業イノベーション促進計画において定められた同法第 35 条第 2 項第 2 号に規定する産業イノベーション促進地域において設置される同法第 3 条第 9 号に規定する製造業等又は同条第 10 号に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものの用に供する施設に係る事業所等のうち令和 7 年 3 月 31 日までに新設されたもの ＜法附則第 33 条第 3 項、令附則第 16 条の 2 の 8 第 3 項＞ （注） 法人・・・新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで 個人・・・新設された日から 5 年を経過する日の属する年分まで	1/2	

施設	資産割	従業者割
⑤ 沖縄振興特別措置法第42条第1項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設されたもの <法附則第33条第4項、令附則第16条の2の8第4項> (注) 法人・・・新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで 個人・・・新設された日から5年を経過する日の属する年分まで	1/2	/
⑥ 特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの <法附則第33条第5項、令附則第16条の2の8第5項、附則第12条の3第3項> (注) 法人・・・令和7年3月31日までに終了する事業年度分 個人・・・令和7年分まで	1/4	/
⑦ 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業 <法附則第33条第6項、令附則第16条の2の10第2項>	3/4	3/4

3. 判定の時期

課税標準の特例の各規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によります（法第701条の41第3項）。

VI. 減免対象施設一覧表

減免申請の際は、申告書と減免申請書を納期限までに提出してください。

(新潟市市税条例第 146 条の 12 及び新潟市市税条例施行規則第 25 条別表第 6)

新規で減免申請をする場合や減免対象床面積及び申請理由等の申請内容に変更が生じた場合は、根拠資料の提出及び現地調査を行わせていただく場合がございますので、事前に担当までご連絡ください。なお、調査には時間を要しますので、納期限の概ね 3 週間前までにはご連絡ください。

※ カッコ付きの数字は、新潟市市税条例施行規則第 25 条別表第 6 の号を表しています。

施設等	減免割合	
	資産割	従業者割
(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2
(2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者で同法第 3 条第 1 号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く）又は同法第 124 条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数／当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数×1/2	
(3) 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 9 条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	/
(4) 地方税法第 701 条の 41 第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が本市の区域内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの。 (注) 事務所以外の施設が対象となります。	全部	全部
(5) 旧中小企業振興事業団法（昭和 42 年法律第 56 号）の施行前において中小企業近代化資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 19 号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの。	全部	全部
(6) 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
(7) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	全部	全部

施設等	減免割合	
	資産割	従業者割
(8) 果実飲料の日本農林規格(平成10年7月22日農林水産省告示第1075号)第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年6月27日農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。)	1/2	
(9) 次に掲げる事業を行う者が本来の事業の用に供する施設 ア ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者 イ 列車内において食堂及び売店の事業を行う者		ア:全部 イ:1/2
(10) 古紙の回収事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	
(11) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	
(12) 港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	
(13) ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては専業に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者に該当する者が、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあつては製造の準備を含む。)の用に供する施設	1/2	
(14) 野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	
(15) 事業所床面積のうち課税標準の算定期間中において6か月以上休止していた施設	全部	
(16) 地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、本市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万㎡未満であるもの	全部	全部

VII. 提出する申告書等

申告の際は下記の書類等を提出してください。記載の際は申告書等の裏面にある「記載心得」及び43ページ以降の「VIII. 税額の計算例、申告書記載要領」をご参照ください。

	様式	備考
1	事業所税申告書 (第44号様式)	必ず提出してください。
2	事業所等明細書 (第44号様式別表1)	上記1に添付して必ず提出してください。
3	非課税明細書 (第44号様式別表2)	非課税または課税標準の特例の規定に該当する場合に提出してください。 非課税は20～33ページ、特例控除は34～39ページの適用条項をご参照ください。
4	課税標準の特例明細書 (第44号様式別表3)	
5	共用部分の計算書 (第44号様式別表4)	貸ビル等の共用部分(廊下、階段等)がある場合に提出してください。
6	事業所税減免申請書	減免の規定に該当する場合に提出してください。 40～41ページをご参照ください。
7	事業所用家屋貸付等申告書	事業所用家屋の全部又は一部を他人(社)に貸している場合に提出してください。 貸付けた日及び異動があった日から30日以内に申告してください。

- (注) 上記1、2の書類は必ず使用し、3～7の書類は該当がある場合に使用します。
 (注) 初めて申告する場合や非課税・特例対象面積等に変更があった場合は、その事実を証明する書類(国の許可証等)や図面等(面積の分かるもの)を添付願います。

ご提出は提出用1部を下記に郵送または直接窓口、もしくは各区区民生活課(中央区を除く。)の窓口までお願いいたします。

※郵送の場合、郵便官署消印が申告日となります。控えの返信を希望される場合は、返信用封筒(宛名を記載し切手を貼ったもの)を同封してください。

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階
 新潟市役所 財務部 市民税課 法人・諸税係

VIII. 税額の計算例、申告書記載要領

【税額計算の主な流れ】

(1) 免税点の判定 算定期間の末日時点の床面積及び従業者数で判定します

① 資産割

非課税面積を除き、新潟市内の全事業所等の合計床面積を算出します。

$$\text{算定期間の末日時点の事業所床面積} - \text{非課税面積} > 1,000 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{課税対象}$$

② 従業者割

非課税従業者を除き、新潟市内の全事業所の合計従業者数を算出します。

$$\text{算定期間の末日時点の従業者数} - \text{非課税従業者数} > 100 \text{ 人} \Rightarrow \text{課税対象}$$

(障がい者及び年齢 65 歳以上の者 (役員を除く。))

(注) 事業所床面積が 800 m²を超え 1,000 m²以下、又は従業者数が 80 人を超え 100 人以下の場合、免税点以下の申告をする必要があります。

(注) みなし共同事業に該当する場合は、特殊関係者の事業に係る事業所等の床面積及び従業者数を含めて判定します。

(2) 税額計算

① 資産割

新潟市内の全事業所等の合計床面積から非課税及び特例控除面積を控除した課税標準となる事業所床面積を算出し、資産割額を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{(課税標準となる事業所床面積)} \\ \text{(事業所床面積} - \text{非課税面積} - \text{特例控除面積)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(税率)} \\ 600 \text{ 円/m}^2 \end{array} = \text{資産割額}$$

② 従業者割

算定期間中に支払われた従業者給与総額から非課税及び特例控除給与総額を控除した課税標準となる従業者給与総額を算出し、従業者割額を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{(課税標準となる従業員給与総額 (1000 円未満切捨て))} \\ \text{(従業者給与総額} - \text{非課税給与総額} - \text{特例控除給与総額)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(税率)} \\ 0.25/100 \end{array} = \text{従業者割額}$$

(3) 申告すべき税額

(2) で求めた資産割額と従業者割額を合算し、申告すべき事業所税額を計算します。

$$\text{資産割額} + \text{従業者割額} = \text{申告すべき事業所税額 (100 円未満切捨て)}$$

(4) 減免申請

減免対象施設に該当する場合は、減免申請を行います。減免額は(2)税額計算をした後に算出します。

$$\begin{aligned} & (\text{資産割額} - \text{資産割に係る減免額}) + (\text{従業者割額} - \text{従業者割に係る減免額}) \\ & = \text{差引納付税額 (100 円未満切捨て)} \end{aligned}$$

〔申告様式等（第 44 号様式及び別表 1～4）記載要領〕

- ア. 申告書に記載する床面積は 1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨ててください。
- イ. 資産割額及び従業者割額（第 44 号様式⑩、⑯欄）は 1 円未満の端数が生じた場合、切り捨ててください。
- ウ. 課税標準となる従業者給与総額（第 44 号様式⑮欄）は 1,000 円未満を切り捨ててください。
- エ. 資産割額と従業者割額の合計額（第 44 号様式⑱欄）、既に納付の確定した事業所税額（第 44 号様式⑲欄）及び申告により納付すべき事業所税額（第 44 号様式㉑欄）は 100 円未満を切り捨ててください。
- オ. 市内の複数の事業所等で事業を行っている場合、第 44 号様式別表 1～4 は事業所等ごとに行を分けて記載してください。

【設例 1】

株式会社Aは10月決算法人で令和6年10月期末の事業所用家屋の床面積と同期中に支払われた従業員給与総額は次のとおりです。

(1) 事業所用家屋の床面積の合計	8,264.32 m ²
(内訳) (ア) 本社(新潟市北区)	2,006.08 m ² (うち、社員食堂160 m ² 、理容室40 m ²)
(イ) 支部(新潟市東区)	756.20 m ²
(ウ) 工場(市外)	5,502.04 m ²
(2) 事業年度内に支払われた給与総額等の明細	
① 事業年度末の従業員総数	370人
(内訳) (ア) 本社勤務従業員数	118人
(うち、社員食堂の従業員数10人、理容室の従業員数2人)	
65歳以上の従業員数5人(役員を除く)	
(イ) 支部勤務従業員数	15人
(ウ) 工場勤務従業員数	237人
② 従業員給与総額	744,542,292円
(内訳) (ア) 本社勤務従業員給与額	241,575,149円
(うち、社員食堂従業員給与額	18,812,149円
理容室従業員給与額	3,778,375円
65歳以上の従業員給与額	8,923,521円(役員を除く)
(イ) 支部勤務従業員給与額	30,707,705円
(ウ) 工場勤務従業員給与額	472,259,438円
③ 年齢65歳以上の従業員	
(内訳) (ア) 令和5年8月中旬に65歳になった者	2人(8~10月給与額 515,146円)
(イ) 事業年度当初より65歳以上であった者	3人(給与額 8,408,375円)

【解答 1】

工場は課税区域外に所在するため、課税の対象にはなりません。したがって、市内に所在する本社及び支部についてのみ事業所税が課税されます。

(1) 免税点の判定

① 資産割

福利厚生施設に該当し非課税となる社員食堂及び理容室に係る床面積を控除すると、

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(本社の床面積)} & & \text{(支部の床面積)} & & \text{(社員食堂)} & \text{(理容室)} & \text{(免税点の判定の基礎となる事業所床面積)} \\
 2,006.08 \text{ m}^2 & + & 756.20 \text{ m}^2 & - & (160 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2) & = & 2,562.28 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2
 \end{array}$$

となり、免税点を超えるため、資産割が課税されます。

② 従業員割

福利厚生施設に該当し非課税となる社員食堂及び理容室に係る従業員及び年齢65歳以上の者を控除すると、

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(本社の従業員)} & \text{(支部の従業員)} & & \text{(65歳以上の従業員)} & \text{(社員食堂)} & \text{(理容室)} & \text{(免税点の判定の基礎となる従業員数)} \\
 (118 \text{ 人} + 15 \text{ 人}) & - & & (5 \text{ 人} + 10 \text{ 人} + 2 \text{ 人}) & & & = 116 \text{ 人} > 100 \text{ 人}
 \end{array}$$

となり、免税点を超えるため、従業員割が課税されます。

(2) 税額計算

① 資産割

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{(課税標準となる事業所床面積)} & & & & & \\ & \text{(事業所床面積)} & \text{(非課税床面積)} & & \text{(税率)} & & \text{(資産割額)} \\ (2,762.28 \text{ m}^2 - 200.00 \text{ m}^2) & \times & 600 \text{ 円/m}^2 & = & \underline{1,537,368 \text{ 円}} \end{array}$$

② 従業者割

- (ア) 非課税となる福利厚生施設（社員食堂及び理容室）に係る従業者給与額を控除します。
- (イ) 事業年度当初より年齢 65 歳以上であった者 3 人の従業者給与額については全額を控除し、8 月中に 65 歳になった者 2 人の従業者給与額については、8 月から 10 月分の給与額（65 歳の誕生月分以後の給与額）のみを控除します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(従業者給与総額)} & & \text{(社員食堂)} & & \text{(理容室)} & & \text{(事業年度当初より 65 歳以上)} & & \text{(8 月中に 65 歳に)} \\ & & \text{(従業者給与額)} & & \text{(従業者給与額)} & & \text{(であった従業者給与額)} & & \text{(なった従業者給与額)} \\ 272,282,854 \text{ 円} & - & (18,812,149 \text{ 円} + 3,778,375 \text{ 円} + 8,408,375 \text{ 円} + 515,146 \text{ 円}) & & & & & & \\ & = & 240,768,809 \text{ 円} & & & & & & \end{array}$$

課税標準となる従業者給与総額は、上記により算出したものの 1,000 円未満を切り捨てた額となります。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(課税標準となる従業者給与総額)} & & \text{(税率)} & & \text{(従業者割額)} & & \\ 240,768,000 \text{ 円} & \times & 0.25/100 & = & \underline{601,920 \text{ 円}} \end{array}$$

(3) 申告すべき税額

申告納付すべき事業所税額は、資産割額と従業者割額の合計金額（100 円未満切り捨て）です。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(資産割額)} & & \text{(従業者割額)} & & \text{(税額)} & & \\ 1,537,368 \text{ 円} & + & 601,920 \text{ 円} & = & \underline{2,139,200 \text{ 円}} \end{array}$$

〔設例1〕事業所税の申告書（第44号様式） 記載例

受付印	年 月 日	※ 処理 事項	精査 検査	台帳 点検	入力	発行年月日 郵便官署消印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
						確認印				89999999		
(あて先)	新潟市長					申告年月日	令和	年	月	日		
(フリガナ) 氏名又は名称	カブシキガイシャ 株式会社A	住所 又は 所在地	本店	〒 950 - 0000 (電話 025 - ×× - △△)			事業種目	製造業				
個人番号又は 法人番号	111111111111111111			新潟市北区〇〇1-1-1			資本金の額 又は出資金の額	円				
(フリガナ) 法人の代表者氏名	ニガタヲ知 新潟 太郎	支店		〒 950 - 0000 (電話 025 - □□ - ●●)			所轄税務署名	税務署				
R 5 年 11 月 1 日から R 6 年 10 月 31 日までの事業年度又は課税期間の事業所税の						申告書	この申告に 応答する者 の氏名	新潟 二郎 (電話 025 - ×× - △△)				

資 産 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された 事業所床面積 ①	2762.28	従 業 者 割	従業者給与総額 ⑫	272,282,854
		算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②			非課税に係る従業者給与総額 ⑬	31,514,045
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	200.00		控除従業者給与総額 ⑭	
		②に係る非課税床面積 ④			課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	240,768,000
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積 ⑤			従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$) ⑯	601,920
		②に係る控除床面積 ⑥			既に納付の確定した従業者割額 ⑰	
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる 床面積 (①-③-⑤) × $\frac{\square}{12}$ ⑦	2562.28		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯) ⑱	2,139,200
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧			既に納付の確定した事業所税額 (①+⑰) ⑲	
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	2562.28		この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱-⑲) ⑳	2,139,200
	資産割額 (⑨ × 600円) ⑩		1,537,368		備考	
既に納付の確定した資産割額 ⑪			関与税理士 氏名	(電話 - -)		

第四十四号様式

通常申告の場合は空欄、修正申告の場合は「修正」と記載してください。

⑫欄 別表1「事業所等明細書」の④の合計を記載してください。

⑬欄 別表2「非課税明細書」の⑤の合計を記載してください。

⑮欄 ⑫-⑬-⑭の計算結果を記載してください。なお、1,000円未満は切り捨ててください。

⑯欄 ⑮ × 0.25 / 100 の計算結果を記載してください。なお、1円未満の端数は切り捨ててください。

⑱欄 ⑩+⑯の計算結果を記載してください。なお、100円未満は切り捨ててください。

⑳欄 ⑱-⑲の計算結果を記載してください。なお、100円未満は切り捨ててください。

①欄 別表1「事業所等明細書」の明細区分1「算定期間を通じて使用された事業所等」の④の合計を記載してください。

③欄 ①に係る別表2「非課税明細書」の⑤の合計を記載してください。

⑦欄 ①-③-⑤の計算結果を記載してください。

事業年度が12月に満たない場合は、その月数を記入し、⑦欄には(①-③-⑤) ÷ 12 × 月数の計算結果を記載してください。

⑩欄 ⑨ × 600円の計算結果を記載してください。

〔設例1〕事業所等明細書（第44号様式別表1） 記載例

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		1 算定期間を通じて使用された事業所等	R 5 年 11 月 1 日から						89999999	
		2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		R 6 年 10 月 31 日まで	氏名又は名称	株式会社A				
					個人番号又は法人番号	11111111111111				
※ 処理 事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割		使 用 期 間 (年 月 日)		従 業 者 割		
				⑦ 専用床面積	⑧ 事業所床面積	から	まで	⑨ 従業員数	⑩ 従業員給与総額	
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名		⑪ 共用床面積	⑫ (⑦+⑧)	同 上 の 月 数				
	1	本社	新潟市北区〇〇1-1-1	2006.08			から			
		株式会社A	新潟市北区〇〇1-1-1		2006.08		まで	118	241,575,149	
		支部	新潟市東区▲▲1-1-1	756.20			から			
		株式会社A	新潟市北区〇〇1-1-1		756.20		まで	15	30,707,705	
	1計				2762.28		から	133	272,282,854	
							まで			
							から			
							まで			
							から			
							まで			
							から			
							まで			
							から			
							まで			

明細区分 該当項目に○印を付けてください。
「1」算定期間を通じて使用された事業所等
「2」算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等
「計」「1」又は「2」の合計

⑦欄 決算期末又は事業所の廃止日時点における専用床面積を掲載してください。
※⑪欄の共用床面積の記載方法は〔設例2〕を確認してください。

⑫欄 ⑦+⑧の計算結果を記載してください。

第四十四号様式別表一

「使用した期間」及び「同上の月数」算定期間を通じて使用された事業所等においては記載不要です。
※算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等における記載方法は〔設例2〕を確認してください。

⑩欄 算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額を記載してください。

⑨欄 決算期末時点における従業員数を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日時点の従業員数のうち、最多月の従業員数が最小月の従業員数の2倍を超える場合は、各月末日時点の従業員数の合計を算定期間の月数で除した数値を記載してください。

〔設例1〕非課税明細書（第44号様式別表2） 記載例

非課税明細書

算定期間	R 5 年 11 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	R 6 年 10 月 31 日まで				89999999	
		氏名又は名称		株式会社A		
		個人番号又は法人番号		111111111111		
※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	新潟市北区〇〇1-1-1		
非課税の内訳		資産割		従業者割		
		▶非課税床面積 ㉞		非課税従業者数 ㉟		非課税従業者給与総額 ㊱
法第701条の34第 3 項第 26 号 該当		200.00	m	12	人	22,590,524
法第701条の34第 項第 号 該当						
法第701条の34第 項第 号 該当						
障害者・ 65 歳以上の従業者				5		
合 計		200.00		17		31,514,045
※	事業所等の名称		事業所等の所在地			
非課税の内訳		資産割		従業者割		
		非課税床面積 ㉞		非課税従業者数 ㉟		非課税従業者給与総額 ㊱
法第701条の34第 項第 号 該当			m		人	
法第701条の34第 項第 号 該当						
法第701条の34第 項第 号 該当						
障害者・ 歳以上の従業者						
合 計						
▶非課税事業所床面積等の合計						

第四十四号様式別表二

非課税に係る該当項目別に各々適用される法令条項等を記載してください。

㉞欄 期末又は廃止の日時点における非課税に係る床面積を該当項目別に各々記載してください。
※共同部分がある場合は、共用部分の床面積に係る非課税面積について記載せず、別表4「共用部分の計算書」に記載してください。記載方法は〔設例2〕を確認してください。

障がい者及び65歳以上の従業者数及び給与等の額を記載してください。

2つ以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、合計を記載してください。
なお、別表2「非課税明細書」が2枚以上になる場合は、最終ページになる明細書に全ての合計を記載してください。

㉞欄 期末又は廃止の日時点における非課税に係る従業者数を該当項目別に各々記載してください。

㊱欄 算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等のうち、非課税に係る給与等の額を非課税該当項目別に記載してください。

〔設例 2〕

株式会社Bは12月決算法人で令和6年12月期末の事業所用家屋の床面積と同期中に支払われた従業員給与総額は次のとおりです。なお、B社は倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者です。

- (1) 事業所用家屋の床面積の合計 18,869.40 m²
 (内訳) (ア) 本社(新潟市西蒲区) 2,068.21 m²
 ※うち、自社使用倉庫 850.65 m²を
 令和6年11月1日に同一構内に新設
 (イ) 支店(新潟市秋葉区) 799.87 m²
 (うち、娯楽室 98.51 m²)
 ※令和6年4月13日新設
 貸ビルの賃借であり、B社のほかに
 C社及びD社がそれぞれ右記のとおり
 専用しており、これらに係る共用部分
 の床面積は382.61 m²です。
 (ウ) 倉庫(新潟市江南区) 16,001.32 m²
 (うち、倉庫(本来の事業の用に供する倉庫) 15,802.35 m²
 事務所 198.97 m²)
- (2) 事業年度内に支払われた給与総額等の明細
- ① 事業年度末の従業員総数 112人
 (内訳) (ア) 本社勤務従業員数 84人
 (うち、市内のE社への出向者 10人(給与等はB社が支払っている))
 (イ) 支店勤務従業員数 23人
 (ウ) 倉庫勤務従業員数 5人
- ② 従業員給与総額 294,106,379円
 (内訳) (ア) 本社勤務従業員給与額 250,019,120円
 (うち、市内のE社への出向者給与額 22,013,778円)
 (イ) 支店勤務従業員給与額 32,971,267円
 (ウ) 倉庫勤務従業員給与額 11,115,992円

(支店事業所の使用状況)

廊下 382.61 m ²		
B社	C社	D社
799.87 m ²	985.50 m ²	799.87 m ²
娯楽室 98.51 m ²		

〔解答 2〕

(1) 免税点の判定

① 資産割

共有部分がある場合の事業所床面積は専用部分と共用部分の合計面積となるため、支店の事業所床面積は、以下のとおり算出します。(共用部分については5ページ参照)

$$\begin{aligned}
 & \text{(B社の専用床面積)} + \text{(共用部分床面積)} \times \frac{\text{(共用部分の按分比率(=各社専用床面積合計に対するB社専用床面積の割合))}}{\text{(共用部分の按分比率(=各社専用床面積合計に対するB社専用床面積の割合))}} \\
 & 799.87 \text{ m}^2 + 382.61 \text{ m}^2 \times \frac{799.87 \text{ m}^2 (\text{B社})}{799.87 \text{ m}^2 (\text{B社}) + 985.50 \text{ m}^2 (\text{C社}) + 799.87 \text{ m}^2 (\text{D社})} \\
 & = 799.87 \text{ m}^2 + 118.37 \text{ m}^2 = 918.24 \text{ m}^2 \text{ (小数点第3位以下切り捨て)}
 \end{aligned}$$

福利厚生施設に該当し非課税となる娯楽室に係る床面積を控除すると、

$$\begin{aligned}
 & \text{(本社の床面積)} + \text{(支店の床面積)} - \text{(娯楽室)} + \text{(倉庫の床面積)} = \text{(免税点の判定の基礎となる事業所床面積)} \\
 & 2,068.21 \text{ m}^2 + (918.24 \text{ m}^2 - 98.51 \text{ m}^2) + 16,001.32 \text{ m}^2 = 18,889.26 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

となり、免税点を超えるため、資産割が課税されます。

② 従業者割

(ア) E社への出向者については、出向元であるB社が給与等を支払っているため、B社の従業者給与総額に含めます。

$$\begin{array}{l} \text{(本社の給与額)} \\ \text{(出向者の給与額含む)} \end{array} \quad \text{(支店の給与額)} \quad \text{(倉庫の給与額)} \\ 250,019,120 \text{ 円} + 32,971,267 \text{ 円} + 11,115,992 \text{ 円} = 294,106,379 \text{ 円}$$

課税標準となる従業者給与総額は、上記により算出したものの1,000円未満を切り捨てた額となります。

$$\begin{array}{l} \text{(課税標準となる従業者給与総額)} \\ 294,106,000 \text{ 円} \end{array} \quad \text{(税率)} \quad \text{(従業者割額)} \\ \times 0.25/100 = \underline{735,265 \text{ 円}}$$

(3) 申告すべき税額

申告納付すべき事業所税額は、資産割額と従業者割額の合計金額（100円未満切り捨て）です。

$$\begin{array}{l} \text{(資産割額)} \\ 4,058,550 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(従業者割額)} \\ 735,265 \text{ 円} \end{array} = \underline{\underline{4,793,800 \text{ 円}}}$$

〔設例2〕事業所税の申告書（第44号様式） 記載例

①欄 別表1「事業所等明細書」の明細区分1「算定期間を通して使用された事業所等」の②の合計を記載してください。	受付印	年 月 日	※処理事項	精査検査	台帳点検	入力	発行年月日 郵便官署消印	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	第四十四号様式
	(あて先) 新潟市長						確認印				88888888		
②欄 別表1「事業所等明細書」の明細区分2「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」の②の合計を記載してください。	(フリガナ) カブシキガイシャ	氏名又は名称	株式会社B	住所又は所在地	本店	〒 950 - 0000 (電話 025 - ×× - △△)	申告年月日	令和	年	月	日	事業種目	プラスチック加工業
	個人番号又は法人番号	2222222222222	新潟市西蒲区●●1-1-1		支店	〒 950 - 0000 (電話 025 - □□ - ●●)	新潟市秋葉区▲▲1-1-1	資本金の額又は出資金の額	円	所轄税務署名	新潟	税務署	
③欄 ①に係る別表2「非課税明細書」の②の合計を記載してください。	(フリガナ) 越後 一郎	法人の代表者氏名	越後 一郎	新潟市秋葉区▲▲1-1-1		〒 950 - 0000 (電話 025 - ×× - △△)	この申告に 応答する者 の氏名	新潟 二郎					⑫欄 別表1「事業所等明細書」の②の合計を記載してください。
	R 6年 1月 1日	から	R 6年 12月 31日	日までの事業年度又は課税期間の事業所税の		申告書							
④欄 ②に係る別表2「非課税明細書」の②の合計を記載してください。	事業所床面積	算定期間を通して使用された事業所床面積	▲①	18069.53	事業所税	従業者給与総額	⑫	294,106,379					⑬欄 別表2「非課税明細書」の②の合計を記載してください。
		算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	▲②	918.24		非課税に係る従業者給与総額	⑬	円					
⑤欄 ①に係る別表3「課税標準の特例明細書」の②の合計を記載してください。	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	▶③	円	業	控除従業者給与総額	⑭	円	⑭欄 別表3「課税標準の特例明細書」の②の合計を記載してください。⑮欄 別表3「課税標準の特例明細書」の②の合計を記載してください。				
		②に係る非課税床面積	▶④	98.51		課税標準となる従業者給与総額(⑫-⑬-⑭)	⑮	294,106,000					
⑥欄 ②に係る別表3「課税標準の特例明細書」の②の合計を記載してください。	控除事業所床面積	①に係る控除床面積	▶⑤	11851.76	業	従業者割額(⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯	735,265	⑯欄 ⑫-⑬-⑭の計算結果を記載してください。なお、1,000円未満は切り捨ててください。				
		②に係る控除床面積	▶⑥	円		既に納付の確定した従業者割額	⑰	円					
事業年度が12月に満たない場合は、その月数を記入し、⑦欄には(①-③-⑤)÷12×月数の計算結果を記載してください。	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤)	▶⑦	6217.77	業	資産割額と従業者割額の合計額(⑩+⑯)	⑱	4,793,800	⑱欄 ⑮×0.25/100の計算結果を記載してください。なお、1円未満の端数は切り捨ててください。				
		②に係る課税標準となる床面積	▶⑧	546.48		既に納付の確定した事業所税額(⑰+⑱)	⑲	円					
⑦欄 ①-③-⑤の計算結果を記載してください。	課税標準となる事業所床面積合計(⑦+⑧)	課税標準となる床面積合計	⑨	6764.25	業	この申告により納付すべき事業所税額(⑱-⑲)	⑳	4,793,800	⑳欄 ⑱-⑲の計算結果を記載してください。なお、100円未満は切り捨ててください。				
		資産割額(⑨×600円)	▶⑩	4,058,550		備考	円						
⑧欄 各事業所等の床面積に月割計算の結果を記載してください。※月割計算の方法は、6ページを確認してください。	課税標準となる事業所床面積	既に納付の確定した資産割額	⑪	円	業	関与税理士氏名		(電話 - -)	㉑欄 ⑱-⑲の計算結果を記載してください。なお、100円未満は切り捨ててください。				
		課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	6764.25		円							
⑩欄 ⑨×600円の計算結果を記載してください	課税標準となる事業所床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	6764.25	業	円							

〔設例2〕事業所等明細書（第44号様式別表1） 記載例

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
1 算定期間を通じて使用された事業所等		R 6 年 1 月 1 日から					88888888		
2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		R 6 年 12 月 31 日まで		氏名又は名称		株式会社B			
				個人番号又は法人番号		22222222222222			
※ 処理 事項	明細 区分	事業所等の名称		所在地及びビル名		資 産 割		従 業 者 割	
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名		専用床面積 ⑦	事業所床面積 ⑧	使用した期間(年月日)	従業者数 ⑨	従業者給与総額 ⑩	
				▼ 共用床面積 ①	▼ (⑦+⑧) ②	同上の月数			
	1	本社	新潟市西蒲区●●1-1-1	2068.21					
		株式会社B	新潟市西蒲区●●1-1-1		2068.21	から まで 月	84	250,019,120	
	1	倉庫	新潟市江南区△△1-1-1	16001.32					
		株式会社B	新潟市西蒲区●●1-1-1		16001.32	から まで 月	5	11,115,992	
	1計				18069.53	から まで 月	89	261,135,112	
	2	支店	新潟市秋葉区▲▲1-1-1	799.87					
		株式会社B	新潟市西蒲区●●1-1-1	118.37	918.24	R6.4.13 から R6.12.31 まで 8 月	23	32,971,267	
	2計				918.24	から まで 月	23	32,971,267	
						から まで 月			
						から まで 月			

明細区分 該当項目に○印を付けてください。
「1」算定期間を通じて使用された事業所等
「2」算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等
「計」「1」又は「2」の合計

⑦欄 決算期末又は事業所の廃止日時点における専用床面積を掲載してください。

①欄 別表4「共用部分の計算書」の当該事業所等に係る⑥を記載してください。

②欄 ⑦+⑧の計算結果を記載してください。

「使用した期間」及び「同上の月数」算定期間を通じて使用された事業所等においては記載不要です。算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等においては、以下の月数を記載してください。

「算定期間の中途において新設された事業所等」
一新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数

「算定期間の中途において廃止された事業所等」
一新設の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数

「算定期間の中途において新設され、同期間の中途に廃止された事業所等」
一新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数

⑨欄 算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額を記載してください。

⑩欄 決算期末時点における従業者数を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日時点の従業者数のうち、最多月の従業者数が最小月の従業者数の2倍を超える場合は、各月末日時点の従業者数の合計を算定期間の月数で除した数値を記載してください。

第四十四号様式別表一

〔設例2〕非課税明細書（第44号様式別表2） 記載例

非課税明細書

算定期間	R 6 年 1 月 1 日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	R 6 年 12 月 31 日まで					88888888	
		氏名又は名称		株式会社B			
		個人番号又は法人番号		222222222222			

第四十四号様式別表二

非課税に係る該当項目別に各々適用される法令条項等を記載してください。

※	事業所等の名称	支店	事業所等の所在地	新潟市秋葉区▲▲1-1-1			
非課税の内訳			資産割	従業者割			
			▶非課税床面積	⑦	非課税従業者数④	非課税従業者給与総額	
法第701条の34第 3 項第 26 号 該当			98.51	m	人	円	
法第701条の34第 項第 号 該当							
法第701条の34第 項第 号 該当							
障害者・ 65 歳以上の従業者			/				
合 計			98.51				

④欄 期末又は廃止の日時点における非課税に係る従業者数を該当項目別に各々記載してください。

⑦欄 期末又は廃止の日時点における非課税に係る床面積を該当項目別に各々記載してください。
※共同部分がある場合は、共用部分の床面積に係る非課税面積について記載せず、別表4「共用部分の計算書」に記載してください。

⑦欄 算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等のうち、非課税に係る給与等の額を非課税該当項目別に記載してください。

障がい者及び65歳以上の従業者数及び給与等の額を記載してください。

※	事業所等の名称		事業所等の所在地				
非課税の内訳			資産割	従業者割			
			非課税床面積	⑦	非課税従業者数④	非課税従業者給与総額	
法第701条の34第 項第 号 該当				m	人	円	
法第701条の34第 項第 号 該当							
法第701条の34第 項第 号 該当							
障害者・ 歳以上の従業者			/				
合 計							

2つ以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、合計を記載してください。
なお、別表2「非課税明細書」が2枚以上になる場合は、最終ページになる明細書に全ての合計を記載してください。

▲非課税事業所床面積等の合計							
----------------	--	--	--	--	--	--	--

〔設例2〕 課税標準の特例明細書（第44号様式別表3） 記載例

課税標準の特例明細書

算定期間	R 6 年 1 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
	R 6 年 12 月 31 日まで	氏名又は名称	株式会社B					88888888
		個人番号又は法人番号	222222222222					

第四十四号様式別表三

課税標準の特例に係る該当項目別に各々適用される法令条項等を記載してください。

⑦欄 期末又は廃止の日時点における課税標準の特例に係る床面積を該当項目別に各々記載してください。当該事業所等が非課税適用対象事業所等に該当する場合は、非課税適用が優先されますので、非課税控除後の床面積を記載してください。また、同一の事業所等で2つ以上の特例適用がある場合は、当該項目の⑦欄を控除した床面積を記載してください。

①欄 課税標準の特例に係る控除割合を記載してください。

②欄 ⑦×④の計算結果を記載してください。

2つ以上の事業所等について、特例控除の規定の適用がある場合は、合計を記載してください。なお、別表3「課税標準の特例明細書」が2枚以上になる場合は、最終ページになる明細書に全ての合計を記載してください。

⑤欄 算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等のうち、課税標準の特例適用対象の給与等の額を該当項目別に各々記載してください。

⑥欄 ⑤×④の計算結果を記載してください。

⑧欄 課税標準の特例に係る控除割合を記載してください。

※	事業所等の名称	倉庫	事業所等の所在地	新潟市江南区△△1-1-1			
課税標準の特例内訳	資産割			従業者割			
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額	
▼ 法第701条の41 第1項第14号該当	15802.35	$\frac{3}{4}$	11851.76	円	—	円	
法第701条の41 第 項第 号該当		—			—		
雇用改善助成対象者					$\frac{1}{2}$		
合計							
※	事業所等の名称		事業所等の所在地				
課税標準の特例内訳	資産割			従業者割			
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合	控除従業者給与総額	
法第701条の41 第 項第 号該当		—		円	—	円	
法第701条の41 第 項第 号該当		—			—		
雇用改善助成対象者					$\frac{1}{2}$		
合計							
控除事業所床面積の合計			控除従業者給与総額の合計				

〔設例2〕共用部分の計算書（第44号様式別表4） 記載例

共用部分の計算書

算定期間	R 6 年 1 月 1 日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
	R 6 年 12 月 31 日まで	氏名又は名称				88888888		
		個人番号又は法人番号	222222222222					

第四十四号様式別表四

①欄 ⑤欄の当該共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積を記載してください。

②欄 ①の専用部分の延べ面積のうち、当該申告に係る事業所部分の延べ面積を記載してください。なお、別表1「事業所等明細書」の㉗と一致します。

③欄 ⑦欄の㉗を記載してください。

④欄 共用床面積のうち、非課税に係らず課税対象となる面積を記載してください。

⑤欄 ③+④の計算結果を記載してください。

⑥欄 ①専用部分の延べ面積のうち②当該事業所部分がどれだけの割合を占めているのかを算出し、④非課税に係る共用床面積以外の共用床面積を按じた計算結果を記載してください。

※	事業所等の名称	支店	事業所等の所在地	新潟市秋葉区▲▲1-1-1			
	専用部分の延べ面積	①	2585.24	③ の 内 訳			⑦
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	799.87	消防設備等に係る共用床面積			⑦
	非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等			①
	③以外の共用床面積	④	382.61	全部が非課税となる共用床面積			①
	④以外の共用床面積	⑤		2分の1が非課税となる共用床面積			㉗
	共用床面積の合計 (③+④)	⑤		⑦~㉗以外の非課税に係る共用床面積			㉗
	事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)	⑥	118.37	合 計 (⑦~㉗)			㉗
※	事業所等の名称		事業所等の所在地				
	専用部分の延べ面積	①		③ の 内 訳			⑦
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積			⑦
	非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等			①
	③以外の共用床面積	④		全部が非課税となる共用床面積			①
	④以外の共用床面積	⑤		2分の1が非課税となる共用床面積			㉗
	共用床面積の合計 (③+④)	⑤		⑦~㉗以外の非課税に係る共用床面積			㉗
	事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)	⑥		合 計 (⑦~㉗)			㉗

㉗欄 共用部分の床面積のうち、令第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

①欄 共用部分の床面積のうち、令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載してください。

㉗欄 共用部分の床面積のうち、令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じた面積を記載してください。

①欄 共用部分の床面積うち、㉗、①及び㉗以外の非課税に係る面積を記載してください。

お問い合わせ先

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階

新潟市役所 財務部 市民税課 法人・諸税係

TEL : (直通) 025-226-2249